

福祉・人権

地域包括支援センター 運営協議会を開催

時 7月15日(木)、午後2時30分から、**所** 市役所南館8階中会議室、**定**先着5人(当日空きがあれば傍聴可)、**申**電話またはファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で、福祉総合相談課 ☎655・2758、☎622・0655

介護保険料の納入通知書を送付

7月上旬から、65歳以上の人に介護保険料の納入通知書等を送付します。納付書払いの人は、納付期限までに納めてください。7月中旬を過ぎても届かない場合はご連絡ください。**関**長寿介護課 ☎620・1639

要介護認定の有効期間にご注意を

要介護認定を受けて介護サービスを利用している人は、有効期間内に更新手続きをしなければ保険給付が受けられません。更新手続きは有効期間満了60日前から可能ですので、引き続きサービス利用を希望する場合は、必ず有効期間内(できれば有効期間満了1か月前まで)に更新手続きをしてください。**関**長寿介護課 ☎620・1637

緊急通報装置のご利用を

対重度障害者やおおむね65歳以上のひ

と暮らしの高齢者等で、障害や疾病等により緊急時に電話で連絡を取ることが困難な人、**内**ボタンを押すこと等で警備会社に通報できる装置を設置、**料**所得に応じて月1584円、792円、**無**料、**備**電話回線の種類等の設置条件あり、**関**重度障害者等II障害福祉課 ☎620・16336、**高**齢者II長寿介護課 ☎620・1637

介護保険負担割合証を送付

要支援または要介護の認定を受けている人に、新しい介護保険負担割合証を7月中に送付します。有効期間は8月1日〜来年7月31日です。本人・同一世帯の第1号被保険者の所得・年金収入に応じて、1〜3割の負担割合が記載されています。**関**長寿介護課 ☎620・1637

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。**対**次のA〜Cいずれかに該当する人、**内**次の全てに該当し、市が認定した人、**①**市民税非課税世帯、**②**世帯の年収が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額)以下、**③**世帯の預(貯)金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下、**④**日常生活

今年度からの介護保険料を改定

今年度から、3年間の介護保険料を改定しました(右表のとおり)。65歳以上の保険料は、介護保険の運営にかかる費用の総額の23%分にに応じて算出した基準額(年額71,880円)をもとに、低所得者に過重な負担とならないよう所得段階別に算定します。**関**長寿介護課 ☎620・1639



所得段階	対象者	新保険料(年額)	
第1段階	①生活保護受給者、②世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の人	21,564円	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて120万円以下の人	32,346円	
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第1・2段階以外の人	50,316円	
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に課税者がいる人のうち、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の人	64,692円	
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に課税者がいる人のうち、第4段階以外の人	71,880円	
第6段階	市民税課税で合計所得の年額が右のとおりの人	120万円未満	82,662円
第7段階		120万円以上 190万円未満	89,850円
第8段階		190万円以上 210万円未満	97,038円
第9段階		210万円以上 290万円未満	107,820円
第10段階		290万円以上 320万円未満	115,008円
第11段階		320万円以上 400万円未満	118,602円
第12段階		400万円以上 600万円未満	129,384円
第13段階		600万円以上 1,000万円未満	143,760円
第14段階		1,000万円以上	158,136円



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **☎**・**☎** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

声の広報・点字広報のご利用を

市では、高齢者や視覚障害者に十分な情報提供ができるよう、広報いばらきの音訳版と点字版を発行しています。希望する人はご連絡ください。**内**【声の広報】広報いばらきの原則全記事をCD（デジジー形式）に収録（新型コロナウイルス感染症の影響により一部記事のみ収録する場合あり）、**【点字広報】**広報いばらきから抜粋した内容（約70枚、140ページ）を収録、**備**デジジー形式で収録されたCDを再生するためには、専用の再生機器が必要です。再生機器の購入の際に、重度の視覚障害者は日常生活用具の給付として、補助制度を利用できる場合があります。詳細は障害福祉課 **☎** 620・1636 にお問い合わせください。**☎** まち魅力発信課 **☎** 620・1602



声の広報



点字広報

活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、**⑤**医療保険の扶養家族ではない、**⑥**親族等の援助が期待できない、**⑦**介護保険料を滞納していない、**☐**生活保護受給者、**☐**「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援受給者、**¥**△利用者負担額（10%相当

分）、食費・居住費・宿泊費・滞在費の25%（老齢福祉年金受給者は50%）、**☐**個室居住費または滞在費全額、**☎**利用先の社会福祉法人または長寿介護課 **☎** 620・1639

人間関係や家庭環境等の相談は「ユースプラザ」で

所① **ちよい**（総持寺いのち・愛・ゆ

国民健康保険被保険者・後期高齢者医療制度被保険者で給与等の支払いを

傷病手当金のご利用を

健康保険・年金

時7月8日(木)、午前10時～正午、**所**一口ズWAM404・405、**定**先着3人(当日空きがあれば傍聴可)、**備**一時保育は7月1日までに要申込、**申**人権・男女共生課 **☎** 620・1640

開催 保

市人権尊重のまちづくり審議会を

時7月8日(木)、午前10時～正午、**所**一口ズWAM404・405、**定**先着3人(当日空きがあれば傍聴可)、**備**一時保育は7月1日までに要申込、**申**人権・男女共生課 **☎** 620・1640

休み

1521・4624 (月・火・土曜日)

628・6993 (月・日曜日休み)、② **☎** 080・9607・5051 (月・火・日曜日休み)、③ **☎** 655・3761 (火・木・日曜日休み)、④ **☎** 655・1821 (月・水・日曜日休み)、⑤ **☎** 080・1521・4624 (月・火・土曜日休み)

めセンター別館内)、②いばらき「OBB」(豊川のち・愛・ゆめセンター分館内)、③ペンポスタ・ぱーちスペース(沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館内)、④プラザ・あい(府営茨木安威住宅2B-5棟103)、⑤エント(ローズWAM内)、**対**おおむね40歳までのひきこもり、ニート、不登校等の生きづらさを抱えた子ども・若者またはその保護者、**内**面談、訪問支援、居場所利用、同行支援、**☎**① **☎** 628・6993 (月・日曜日休み)、② **☎** 080・9607・5051 (月・火・日曜日休み)、③ **☎** 655・3761 (火・木・日曜日休み)、④ **☎** 655・1821 (月・水・日曜日休み)、⑤ **☎** 080・1521・4624 (月・火・土曜日休み)

年金記録や受給に関する相談は、吹

予約年金相談のご利用を

620・1632

月1日から、直接、同課(年金) **☎** 620・1632

時7月～来月6月、**所**保険年金課、**対**国民年金第1号被保険者で同感染症の影響による収入減少があり、配偶者等を含む今年中の所得が国民年金保険料免除等の基準適用相当になる見込みの人、**持**年金手帳、7月以降の収入や収入見込みがわかる明細・メモ等、**申**7月1日から、直接、同課(年金) **☎** 620・1632

新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料の免除等

時7月～来月6月、**所**保険年金課、**対**国民年金第1号被保険者で同感染症の影響による収入減少があり、配偶者等を含む今年中の所得が国民年金保険料免除等の基準適用相当になる見込みの人、**持**年金手帳、7月以降の収入や収入見込みがわかる明細・メモ等、**申**7月1日から、直接、同課(年金) **☎** 620・1632

新型コロナウイルスに感染、または同感染症の影響により収入が減少した被保険者は、後期高齢者医療保険料を減免できる場合があります。申請に関してはお問い合わせください。**☎** 保険年金課(高齢) **☎** 620・1630、保険料案内コールセンター **☎** 665・5222

新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルスに感染、または同感染症の影響により収入が減少した被保険者は、後期高齢者医療保険料を減免できる場合があります。申請に関してはお問い合わせください。**☎** 保険年金課 **☎** 620・1631 (国保)、**☎** 620・1630 (高齢)

受けている人が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため就労できず、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなったときは、傷病手当金を支給します。**☎** 保険年金課 **☎** 620・1631 (国保)、**☎** 620・1630 (高齢)

各施設の休館日等は市 HP 等でご確認ください。

☎ 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり (原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

後期高齢者医療保険料の納付書等を送付

■ 保険料案内コールセンターのご利用を

同保険料の納付書、決定通知書に関するコールセンターを7月15日～30日（平日、午前9時～午後5時）の期間設置します。☎①保険料案内コールセンター ☎ 665・5222、①②保険年金課（高齢） ☎ 620・1630

■ ①今年度の保険料額が決定

7月中旬に今年度の同保険料決定通知書を送付します。

【普通徴収の人】 送付する納付書や口座振替等で納めてください。口座振替制度を利用することで、毎月の保険料が指定の口座から自動的に引き落とされ、納め忘れを防げます。ぜひご利用ください。

【特別徴収の人】 年金の受給額が年額18万円以上で後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、対象となる年金受給額の2分の1を超えない人は、原則、直接年金からの支払いになります（年度内に年齢到達・転入等により資格取得した人は、しばらくの間、普通徴収での納付になります）。

■ ②新しい被保険者証等を送付

【被保険者証】 75歳以上または一定の障害がある65歳以上の人の「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証（桃色、見本参照）を7月中旬に簡易書留で送付します。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】 住民税非課税世帯に属する被保険者が対象の、医療費（入院・外来）と入院時の食事代の負担が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。引き続き該当する人には、新しい限度額適用・標準負担額減額認定証を7月下旬に送付します。

【限度額適用認定証】 現役並み所得者の区分Ⅱ・Ⅰに属する被保険者が対象の、医療費（入院・外来）の負担が軽減される「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日です。引き続き該当する人には、新しい限度額適用認定証を7月下旬に送付します。



田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。

時 7月6日(火)、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分間、**所** 保険年金課、**定** 先着15人、**内** 国民年金、厚生年金等、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証（顔写真付き以外は2点必要）、職歴メモ等（本人以外の場合は委任状）、**申** 7月1日、午前9時から、電話で同課（年金） ☎ 620・1632

障害年金予約相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

時 7月5日(月)・14日(水)・30日(金)、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30分～4時20分、**所** 保険年金課、**定** 各日先着6人、**内** 障害基礎年金受給手続きに関する相談（障害厚生年金除く）、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ等（本人以外の場合は委任状）、**申** 同課（年金） ☎ 620・1632

国民年金保険料の納付が困難な場合は免除制度のご利用を

経済的な理由等で国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険

夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

時 【夜間】7月12日(月)・26日(月)、午後8時まで、【休日】25日(日)、午前9時～午後5時、**所** ①国民健康保険料=市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料=市役所2階13番窓口、**備** 夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。☎①保険年金課（徴収） ☎ 620・1631、②収納課 ☎ 620・1616



料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。本人・配偶者・世帯主（免除制度のみ）の前年の所得が一定額以下の場合に全額免除・一部免除・納付猶予が承認されます。また、退職を理由とした特例免除制度もあります。保険料の未納が続くと、障害や死亡といった不慮の事態が発生したと

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：**時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **☎**・**📍** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

きに障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合がありますので、ご利用ください。

6月分まで承認を受けている人で、7月以降も免除等を希望する場合は8月末日までに改めて申請が必要です(継続での承認中の場合は不要)。申請書は7月上旬に日本年金機構が送付する納付書に同封していただきますので、保険年金課または日本年金機構に申請してください(郵送可)。なお、免除や猶予の承認を受けた期間があると、全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。保険料を追納すると、年金額を増やすことができますが、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされるので、ご注意ください。

高年齢受給者証・特定疾病療養受療証の更新

国民健康保険高年齢受給者証・国民健康保険特定疾病療養受療証の有効期限は7月31日です。新しい受給者証は7月下旬に送付します。**☎** 保険年金課(国保) **☎** 620・1631

限度額適用認定証等の更新手続きを

入院・外来を問わず、同じ医療機関で1か月の医療費が自己負担限度額までの負担となる国民健康保険限度額適用認定証と、非課税世帯の人が入院時の食事代も減額となる国民健康保険限

度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です。7月上旬に更新の案内を送付しますので、引き続き使用する人は郵送で申請をしてください。**☎** 保険年金課(国保) **☎** 620・1631

接骨院・整骨院、鍼灸院、マッサージ院の内容点検を実施

市では、医療費の適正化を図るため、国民健康保険の加入者を対象に、接骨院・整骨院、鍼灸院、マッサージ院にかかった際の施術内容の点検を実施いたします。委託先(株)メディアブレインから施術内容の確認の書類が届いたら、期限までに回答のご協力をお願いします。**☎** 保険年金課(国保) **☎** 620・1631

税金

今月の納付(8月2日(月)まで)

- 固定資産税・都市計画税第2期分
- 一般廃棄物処理(清掃)手数料第1期分
- 介護保険料普通徴収第4期分
- 国民健康保険料普通徴収第2期分
- 後期高齢者医療保険料普通徴収第1期分
- 下水道事業受益者負担金・分担金 公設浄化槽分担金第1期分

省エネ改修に伴う固定資産税減額

一定の省エネ改修を行った場合、申告により翌年度の固定資産税が減額されます(都市計画税除く)。

平成20年1月1日以前から所在する床面積50㎡以上280㎡以下の住宅(賃貸住宅除く)で、来年3月31日までに次の工事を完了するもの、「**工事内容**」工事費用の自己負担額が50万円超、窓の断熱改修(必須)、床、天井、壁の断熱改修工事で、それぞれ現行の省エネ基準に新たに適合し、外気等と接するものの工事、**¥**改修工事完了の翌年度分に限り、120㎡相当部分の固定資産税の3分の1(認定長期優良住宅は3分の2)を減額、**持**申告書、増改築等工事証明書(建築士等が発行)、費用が分かる領収書(写)、改修工事に対する補助金を受けている場合はその内容がわかる書類、認定長期優良住宅に該当する場合は認定通知書、**申**工事完了日から3か月以内に、資産税課 **☎** 620・1615

公共の用に供する道路所有者は固定資産税等非課税適用申告を

公共の用に供する道路等を所有している人が、固定資産税等の非課税適用を受けるためには非課税適用申告書の提出が必要です。

対公道から他の公道に通じ、通行に何の制限もなく不特定多数の人が利用できる道路、**申**資産税課 **☎** 620・1615

家屋の取り壊し、新築、増築、用途変更をしたときはご連絡を

市では、固定資産税等を算定するため、家屋調査を行っています。家屋の現況を把握するには、所有者の協力が必要です。家屋を取り壊した場合(一部・全部)や、未登記で新築、増築した場合、事務所から居宅へ用途変更した場合等は、ご連絡ください。**☎** 資産税課 **☎** 620・1615



所得税・復興特別所得税の予定納税

予定納税(第1期分)の納付期限は8月2日です。なお、減額申請の手続きの期限は7月15日です。**☎** 茨木税務署 **☎** 623・1131

教育・子ども

教育委員会定例会の開催

時 7月21日(水)、午後2時から、**所** 市

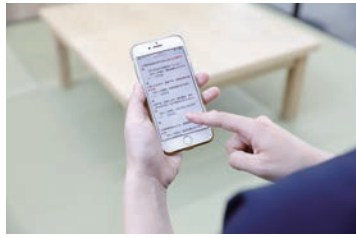
各施設の休館日等は市 HP 等でご確認ください。

☎ 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**🏠** 保一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

いばらき
大学探訪

今日は
市内5大学

園政策企画課
☎ 620・1605



With コロナでも安全・安心な学修環境の確保を

昨年、市と市内大学は学生が出し合った意見をもとに、学生への呼びかけとして学内や部活動、移動時などの心がけをまとめた共同声明を発表しました(右下図読み取り)。学生が、人との間隔の確保やマスク着用・手洗いの徹底など、新しい生活様式を徹底することで、まち全体の感染拡大防止につなげてきました。

また、緊急事態宣言が何度も発出されるなどコロナ禍が続くなか、市内各大学では、授業のオンライン化やICTを活用した健康チェック、座席指定によるリスク管理、With コロナにおける取組指針の策定などの取組みを行っています。今後もこうした取組みを継続し、安全・安心な学修環境の確保と感染拡大防止に取り組んでいきます。



役所南館10階大会議室、**備**内容等詳細はお問い合わせください。一部非公開の場合あり、**園**教育政策課 ☎ 620・1680

医療的ケア児の保育所・園の入所・園事前相談会

時7月26日(月)、午後3時〜6時、**所**市役所南館6階会議室、**対**保育所・園に入所・園を検討している医療的ケア児と保護者、**内**入所・園にあたっての医師との事前相談会、**申**7月5日〜9日、

無料発達相談会

午前9時〜午後4時に、電話または直接、保育幼稚園総務課 ☎ 655・2753
無料発達相談会
時初回面接は7月23日(金)まで、**所**追手門学院大学地域支援心理研究センター、**対**3歳〜中学生と保護者、**定**先着5組、**内**初回面接で相談を受け、必要に応じて後日発達検査、**備**日時は申込時に調整、**申**7月1日〜9日に、同センター ☎ 643・9439 (平日、午前11時〜午後5時30分)

不登校・引きこもりで悩む親の相談窓口

時7月9日(金)、9月10日(金)、11月12日(金)、来年1月14日(金)、午後2時〜5時、**所**ユースプラザ「ベンポスタ・ぱーちスペース」(沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館内)、**対**不登校・引きこもりで悩む保護者、**定**各先着3人、**申**ひきこもり家族支援ネット上田 ☎ 090・9257・3903

不登校児童生徒支援室

「ふれあいルーム」の利用説明会

時7月24日(土)、8月28日(土)、午前10時〜11時、**所**クリエイトセンター301、**対**市内在住・在学で不登校の小・中学生の保護者、**園**教育センター ☎ 626・4407

自習室のご利用を

所①豊川・②沢良宜・③総持寺いのち・愛・ゆめセンター、**備**利用方法・時間、定員等詳細は市HP(左図読み取り)参照、**園**各センター
① ☎ 643・2069、② ☎ 635・7667、③ ☎ 626・5660

夜間学習室のご利用を

時7月20日(火)〜8月19日(木)、午後6時〜9時、**所**福井多世代交流センター、**対**市内在住・在学の中学・高校生、**園**

まいご子どもカードの登録を

同センター ☎ 643・1300
対18歳未満の子どもがいる世帯(妊娠中の人、同居の祖父母も対象)、**内**会員登録して送られてくるシンボルマークを協賛店舗や施設で提示すると、割引・特典等のサービスが受けられます。**備**新規会員登録、協賛企業・団体登録等詳細は府HP参照、**園**府子育て世帯応援事務局 ☎ 072・813・0812(平日、午前10時〜午後5時)



まちづくり

景観審議会を開催 **保**

時7月29日(木)、午前10時から、**所**市役所南館8階中会議室、**定**先着5人、**備**一時保育は7月15日までに要申込、**申**7月22日までに、都市政策課 ☎ 620・1660

居住施策推進委員会の市民委員を募集

時9月1日(水) (予定) から2年間(再任あり)、年に1回程度、**対**20歳以上



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

川や水路の水をきれいに保ち、快適な生活環境をつくるため、市の北部地域に合併浄化槽（家庭から排出される生活排水と尿の浄化処理施設）を設置し、維持管理する公設浄化槽事業を行っています。

公設浄化槽の設置希望者を募集

生活環境の改善、河川等の水質汚濁を防止するため、生活排水が下水道へ接続されていない家庭等は、下水道へ接続する工事をお願いします。 **問** 下水道施設課 ☎ 620・1667

公共下水道への接続

水道メーターの効率的な検針のため、次のことにご協力ください。▼メーターボックス付近に犬をつながない、上に物を置かない、中は清潔にする、▼メーターボックスが家の増改築等で屋内や床下になる場合は、市指定給水装置工事業者に依頼して、検針しやすい場所に移設する。 **問** 営業課 ☎ 620・1691

水道メーター検針にご協力を

の市内在住・在勤・在学者（国または地方公共団体の議員・職員等除く）、**定** 男性1人、**内** 居住マスタープランの推進の協議等、**日** 月額9千円、**申** 7月21日までに、申込書（居住政策課で配付、市HPからダウンロード可）と小論文を、原則として本人が直接、同課 ☎ 655・2755

花火をするときは、次のことに注意しましょう。▼風が強いときはやめる、▼燃えやすいものの近くではしない、▼人や建物に向けてない、▼禁止された公園等ではしない、▼ほぐしたり、火薬を取り出したり、一度にたくさんに火をつけたりしない、▼子どもだけではしない、▼水バケツを用意し、水に

花火はルールを守って

淀川右岸水防事務組合では、集中豪雨や津波等水害から生命と財産を守るため、堤防の監視・警戒等を行う水防団員を募集します。 **問** 市の組合防御区域内（安威川沿い先鉾橋下流）に居住または勤務先がある18歳以上の健康な人、**備** 報酬等あり、**問** 同組合 ☎ 06・6302・8721

水防団員を募集

対 対象地域（泉原、上音羽、下音羽、長谷、銭原、清阪）にある、浄化槽の大きさが200人槽以下となる住宅または事業所、**日** 分担金（例）延床面積130㎡以下（5人槽）19万5千円、130㎡超（7人槽）21万4千円、宅内配管、電気工事等は別途工事費要、**使** 使用料（例）4070円（2か月で水道40㎡使用）、**備** 申込後に市の調査あり、工場等から排出される処理困難な物質を含む水や雨水は接続できません。 **申** 電話または直接、下水道施設課 ☎ 620・1664

ATOCHI NEWS

どうなる？ 市民会館跡地エリア

問 市民会館跡地活用推進課 ☎ 655・2757

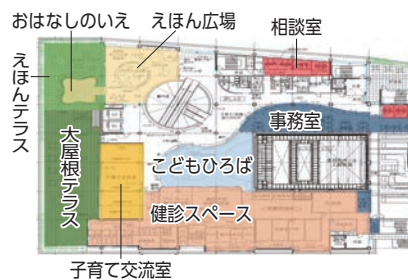
Vol.5 ワンストップで子育て支援

今回は、新施設の機能の一つ「子育て支援」のメインフロアとなる2階を紹介します。

ここでは、現在別々の場所にある「子育て支援総合センター」と「こども健康センター」を一か所にまとめ、妊娠・出産・子育てに関するすべての相談窓口をワンストップで利用できるようになるほか、乳幼児健診などもこの場所で受けられるようになります。さらに、親子で一緒にくつろいだり、健診前の待合いにも使えたりする「こどもひろば」、約一万冊の絵本や紙芝居を備えた「えほん広場」、絵本から飛び出してきたようなデザインの「おはなしのいえ」があり、テラスの一部では本を持ち出して読むこともできるようになっています。

このメインフロア以外にも、屋内遊び場や一時保育室、調理実習室を設置するなど、子育て支援機能が充実した施設となります。

図書館やホールなど施設内の他の機能を利用した「ついで」や、広場などに遊びにきた「ついで」に、気軽に子育ての相談ができる場所をめざします。ぜひ気軽にお越しください。



イメージ

各施設の休館日等は市 HP 等でご確認ください。

問 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

	建物用途	補助割合	限度額
耐震診断 補助	木造住宅	耐震診断費用の10/11	50,000円/戸
	共同住宅・長屋等 (木造住宅除く)	定額(戸数分)	25,000円/戸
	特定建築物(一定規模以上)	耐震診断費用の50%	1,250,000円/棟※2
耐震設計・ 改修補助	木造住宅(設計)※1	耐震設計費用の70%	100,000円/棟
	木造住宅(改修)	700,000円/戸(定額) (一定所得以下の世帯は900,000円/戸)	
	賃貸共同住宅	①②のいずれか少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅	①50,200円/m ²	25,000,000円/棟※2
補助 除却	市指定緊急交通路沿道建築物	②工事費用の1/3※3	50,000,000円/棟
	木造住宅	400,000円/棟(定額) (一定所得以下の世帯は600,000円/棟)	

※1 耐震改修工事を行う場合に限る、※2 府の間接補助含む、※3 市指定緊急交通路沿道建築物の場合は工事費用の11/30

浸けて完全に火を消す、▼ごみは必ず持ち帰る。☎予防課 622・6950

建築物の耐震診断・改修補助・除却補助制度

対平成12年(非木造と除却は昭和56年)

5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の建築物、内左上表のとおり、
☎詳細はお問い合わせください。☎居住政策課 655・2755

多世代近居・同居を支援する補助制度のご利用を

☎子世帯(中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯)と親世帯(子世帯の父母または祖父母)のいずれかが近居・同居するために、住宅を購入または持ち家をリフォームし、転入した世帯に費用の一部を補助、
¥上限30万円、☎その他条件あり、詳細はお問い合わせください。☎居住政策課 655・2755

環境

缶はルールを守ってリサイクル

飲料や菓子等の飲食物が入っていた缶は、集団回収とは別に、市で資源物として回収しています。缶を出すときは、水洗いをしてできるだけ漬した状態で、中身が見える透明な袋に入れて出してください。なお、ペンキやエンジンオイル等の飲食物以外のものが入っていた缶は資源物ではありませんので、大ききで分けて、普通ごみ、粗大ごみ(小型または大型)の日にしてください。

☎個別Ⅱ資源循環課 620・1814、

収集Ⅱ環境事業課 634・0351

COOL CHOICE

CHALLENGE 作品募集中

☎ COOL CHOICEをイメージしたオリジナルキャラクターのデザインを募集、☎審査通過作品は、11月20日・21日の環境フェアで来場者による投票を実施、入賞者には市の特産品を贈呈、応募者に2いばらき環境ポイント付与、詳細は市HP参照、☎10月18日までに、メール・郵送(住所・氏名・電話番号・作品の説明文を記入)で、〒567-8505 環境政策課 620・1644、☎ coolcc@city.ibaraki.jp

住宅用太陽光発電システム・蓄電システム等の設置に補助

対自宅に①住宅用太陽光発電システム

②①と同時期に設置の家庭用燃料電池(エネファーム)・③強制循環型ソーラーシステム・④自然循環型太陽熱温水器・⑤蓄電システムを設置後①は電力受給後 6か月以内の人、
②出力1キロワット当たり1万2500円(上限4キロワット)、③⑤上限4万円、④上限3万円、☎②は①と同申請のみ、1設備につき①③⑤10・②15いばらき環境ポイント付与、
☎申請書(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)と書類を直接、同課 620・1644

家庭用生ごみ処理容器等の購入費を助成

☎購入費の2分の1(100円未満は切り捨て)、①電源を必要としない容器(コンポスト容器等) Ⅱ1基につき上限5千円、②電源を必要とする機器(生ごみ処理機) Ⅱ上限2万円(申請日から5年経過した日の年度末日までに①は2基・②は1基まで)、☎申請前の購入は補助対象外、予算の範囲内で先着順、5いばらき環境ポイント付与、詳細は市HP参照、☎申請書(資源循環課で配付、市HPからダウンロード可)を直接、同課 620・1814



商工・消費生活

小売店等の活性化を支援

市内小売店等の活性化を図るため、事業者へのアドバイスをしています。



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

また、市内小売店等を改装する事業者（市民・市内法人のみ）や、商店街または中心市街地で、業種・業態転換、新店出店等（いずれも小売業・飲食店のみ）を予定している事業者に、改装工事費の一部を補助（上限50万円）しています（工事計画前に要相談）。本制度は利用後10年が経過すると、再度利用できます。 問 商工労政課 ☎620・1620

市内中小企業者と大学等との連携による商品開発等を支援

市内中小企業者が大学等と共同で研究開発等の事業を実施する場合、補助金を交付します。

市内に事業所を有する中小企業者（みなし大企業除く）で、大学等と連携して行う次の事業、①新製品・新技術・新サービスの研究開発事業、②業務改善、販路拡大等経営革新に係る事業、③その他地域産業の振興に寄与すると認められる事業、☑対象経費の2分の1（上限は連携大学が市内等500万円、その他300万円）、☑事業実施前に要申請、申請前に要相談、☑7月1日～30日に、申込用紙（商工労政課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課 ☎620・1620

地域の活性化に貢献する事業等に補助金を交付

地域魅力アップイベント創出育成事業

業 ①市民団体等、②観光客の誘致や市の知名度向上に寄与するイベント、③産業活性化プロジェクト促進事業 ④市内事業者等、⑤付加価値の高い新製品等の試作・開発、市内企業や商品のPRとなるイベント等、⑥書類・プレゼンテーション審査あり、各事業の募集要領と申請書類は、7月1日から商工労政課で配付（市HPからダウンロード可）、詳細は市HP参照、☑7月1日～30日に、直接、同課 ☎620・1620

就職サポートセンターのご利用を

同センターでは、専門の相談員がじっくり相談に応じ、一人ひとりに最適な就職支援プランを立て、事業所での就業体験や他の専門機関の紹介、職業訓練の案内等を行うなど、1日でも早い就職を応援しています。相談の中で、その人自身の興味や適性等を見つけて出し、最適な就職先を選択できるようなアドバイスも行っています。また、仕事上の悩みやトラブルの相談にも応じているほか、現在仕事に就いている人が転職を希望する場合も利用できます。ぜひご利用ください。 問 同センター（商工労政課内） ☎620・1620

茨木商工会議所の無料相談

☑7月19日（月）、8月16日（月）、【金融相談（事業資金・教育ローン）】午後1時～3時、【創業相談】午後2時～4時、 所・問 同会議所 ☎622・6631

茨木の
お店に行こう♪
Vol.23
商工労政課 ☎620・1620

市の補助制度利用店を紹介

THREE TREE BREWERY
双葉町 3-19
☒3treebrewery@gmail.com
平日 = 15:00 ~ 22:00
土日祝 = 14:00 ~ 22:00
不定休



市内で初めてのビール醸造所

昨年9月に阪急茨木市駅から東へ約250mの場所にオープンした、市内初のビール醸造所です。2階にはカウンターとスタンディングテーブルの立ち飲みスペースがあるので、作りたてのビールの豊かな香りとお酒を楽しむことができます。

北海道出身のオーナーの森さんは、関西で過ごした大学時代に、茨木麦音フェストで飲んだビールのおいしさと雰囲気魅了されました。地元北海道で4年間ビール作りの修行をした後、「茨木には楽しいお祭りはあるのにビール醸造所がないのはもったいない、自分が造ろう」と茨木へ。夫婦で営むお店では、爽やかな香りにこだわった4種類のクラフトビールを醸造しています。定番商品2種類と、月ごとに考案する新しい2種類のビールがあるので、何度訪れても楽しめます。今後は茨木の特産物の赤しそや野菜、フルーツ等とコラボした、オリジナルのクラフトビールの醸造をめざしています。

「おうち時間を楽しめる今だからこそ、量り売りでのテイクアウトも行っていきます。ぜひおうちでお楽しんでください」と話す森さん。お気に入りのクラフトビールを探してみてください。



テイクアウトで
おうち時間を
豊かに♪

※新型コロナウイルス感染症対策に配慮した営業を行っています。営業時間等は大幅に変更する可能性があります。

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、☒ メールアドレス、HP ホームページ、☑ 保一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

インターネットを活用した販売促進の個別相談会

時7月19日(月)、午前10時～午後5時、毎時0分から45分程度、**所**茨木商工会議所、**対**事業者、創業者等、**定**先着6人、**内**インターネット上にある無料サービス(YouTube・SNS等)を活用し販路拡大を図る(同会議所WEBアドバイザー 村下 学さん)、**申**電話またはファックスで、同会議所 ☎622・6631、☎622・6632

退職金は中退共制度で

中小企業退職金共済(中退共)は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる制度です。掛金は全額非課税で、一部を国が助成します。家族従業員も加入できます。詳細は中退共HPをご覧ください。☎中退共大阪コーナー ☎06・65361851

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご利用を

時平日、午前9時～午後5時(水曜日のみ午後6時まで)、**所**府社会保険労務士会館(大阪市北区西天満二丁目1-30)、**備**新型コロナウイルスに関する労働相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し・助成金の活用等の労務管理の相談(社会保険労務士等)、**問**同センター ☎0120・068・

116、☎hatarakikata@sr-osaka.jp 消費者ホットライン188のご利用を

「悪質商法等による被害にあった」等のトラブルで困っていることはありませんか。そんなときは一人で悩まずに、消費者ホットライン ☎188にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。**問**消費生活センター ☎624・1999



イヤン

求人

夏季学童保育指導員

時7月21日(水)～8月24日(火)、原則午前8時～午後7時の間で3～8時間程度(シフト制)、**所**市立小学校(学童保育室設置校)、**¥**時給1041円、**備**事前研修あり、職務内容等詳細は学童保育課 ☎620・



1801にお問い合わせください。この期間以外も随時受付、**申**市HP(左上図読み取り)から申込みまたは、電話で人事課 ☎620・1601

その他

特別報酬審議会委員を募集

時9月頃から3～4回程度、**対**20歳以上の市内在住・在勤・在学者(条件あり)、**定**2人、**内**市長・議員等の給料・報酬等に関する審議、**¥**日額9千円、**申**7月20日(消印有効)までに、申込書類(市HPからダウンロード)を、直接または郵送で、〒567-8505 人事課 ☎620・1601

審議会等の会議の公開状況

市では、市政運営の透明化を図り、開かれた市政を推進するため「審議会等の会議の公開に関する指針」を定め、その運用に努めています。

昨年度は、78の審議会等のうち、47の審議会等で、延べ439件の会議を開催し、傍聴者は延べ131人でした。また、「介護認定審査会」等、一部の会議は、個人情報保護等の観点から非公開としました。なお、個別の審議会等の開催回数、公開・非公開の別、傍聴人数等の詳細は市HP、市役所南館1階情報ルームで閲覧できます。**問**政策企画課 ☎620・1605

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日の施設利用は、ご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの8月抽選分の申込受付は7月20日～31日に行います。「福祉文化会館」文化ホール 来年8月1日・20日・21日終日、「クリエイトセンター」センターホール 来年8月1日・4日・5日・20日・21日終日、**多目的ホール** 来年2月9日・16日・27日午前9時～午後5時、2月10日～12日・19日・20日・26日終日、「生涯学習センター(火曜日休み) きらめきホール」 来年1月5日・19日・22日午後6時30分～9時30分、1月6日・20日・27日午後0時30分～9時30分、1月7日・21日午後0時30分～6時、1月8日～16日終日、1月17日・23日・24日・29日～31日午前9時～午後6時、「ローズWAM(火曜日休み)ワムホール」 来年2月2日・16日・17日・20日午後0時30分～6時、2月3日～7日・10日～14日終日

本人通知制度の登録を

本人以外の第三者に住民票(写)や戸籍謄本等を交付した場合、本人へ交付した事実を封書で通知することができます。同制度は、住民票(写)や戸籍謄本等の不正入手による権利侵害の防止を図るもので、希望する人は事前



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

の登録が必要です。
申本市の住民票・戸籍に記載されている人、**申**本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参し、市民課 ☎620・1621

狂犬病の予防注射を忘れずに

生後91日以上の犬の飼い主には、狂犬病予防法により毎年1回（4月～6月末まで）狂犬病予防注射を受けさせ、住所地の市町村が交付する「注射済票」を着けることが義務付けられています。

狂犬病は、発症するとほとんどが死に至る怖い病気です。注射は動物病院で接種できます。接種時には、飼い犬登録している人に送付した「受診票」を必ず持参してください。住所や飼い主の変更、飼い犬死亡の場合等は、市に届出をしてください。また、受診票が届いていない場合は、ご連絡ください。

備今年度の予防注射は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、接種期間が12月31日まで延長されています。
問市民生活相談課 ☎620・1603

サマージャンボ宝くじ・サマージャンボミニの発売

収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。府内の宝くじ売り場またはインターネット販売でお買い求めください。

時【発売期間】7月13日(火)～8月13日(金)、【抽せん日】8月25日(水)
問（公財）府市町村振興協会 ☎06・694117441



たこ焼きクーちゃん

ご寄附ありがとうございました

次の方から、市への寄附（10万円以上、または相当品）をいただきました（敬称略）。

- ◆イオンリテール(株) 32万2613円
- ◆北おおさか信用金庫 100万円
- ◆ピジョン(株) 乳幼児向けおやつ
- ◆府立茨木工科高等学校 朝礼台2台 掲示板7台
- ◆松本電気工事(株) 20万円
- ◆【新型コロナウイルス感染症対策】
- ◆NPO法人ナルク茨木・摂津拠点 10万円
- ◆(株)グリーン・エナジー、(株)ナック・エアシステム、(株)ダイヤニウム 抗菌抗ウイルス触媒の施工、空調用抗菌フィルター
- ◆田邊昌男 10万円

広報いばらき、市HP・庁舎内に広告を掲載しませんか

問①まち魅力発信課 ☎620・1602、③市民課 ☎620・1621

市では①広報いばらき・②市HP・③庁舎内の6台の液晶モニター（広告モニター付番号案内システム）に広告枠を設け、地元企業等のPRに活用していただくとともに、広告収入を市政運営の財源として有効活用しています。詳細は市HP参照、またはお問い合わせください。

申込先

広報いばらき

(株)ホープ ☎092・716・1401

市HP

まち魅力発信課

広告モニター付番号案内システム

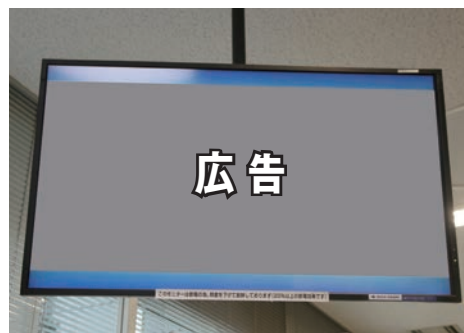
長田広告(株) ☎072・650・5100



広報いばらき



市HP



広告モニター付番号案内システム

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問問合先、✉メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

7月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、36ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	とき	ところ	
相続、離婚等の法律相談(各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、13:00～17:00(※)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※前日、8:45から電話で予約(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日)	
日曜法律相談(先着7人)	25日(日)、9:00～12:30(21日、8:45から電話で予約)		
交通事故法律相談(各日先着5人)	毎週火曜日、13:00～15:30(※)		
国の仕事に関する行政相談	総務省行政相談センター ☎0570・09・0110 にお問い合わせください。		
司法書士相談(各日先着5人)	7日(水)=登記、相続、21日(水)・28日(水)=登記、相続、後見人、多重債務等、9:30～12:00(※)		
土地家屋調査士相談(先着5人)	21日(水)、9:30～12:00(※)、土地の境界等		
行政書士相談(各種書類の書き方)(先着5人)	7日(水)、9:30～12:00(※)、相続、遺言、離婚協議書、許可申請等		
宅地建物取引相談(先着5人)	15日(水)、9:30～12:00(※)、不動産取引等		
税務相談(先着5人)	8日(水)、13:00～16:00(※)		
戸籍相談(先着4人)	15日(水)、14:00～16:00(前日、8:45から電話で予約、市民課☎620・1621)		
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～16:30、10日(土)・24日(土)、9:00～12:00	消費生活センター ☎624・1999	
人権擁護委員による人権相談	8日(水)、13:00～15:00	市民生活相談課	
ひとり親のための法律相談	27日(水)、13:00～16:00(1日、8:45から電話で予約、こども政策課☎620・1625)		
母子・父子・寡婦家庭相談(離婚前可)	毎週月～金曜日、9:00～17:00		こども政策課 ☎620・1625
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00		障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692
障害児相談(18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～17:00(面談は要予約)		あけぼの学園 ☎626・0105
教育相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、8:45～17:00(要予約)		教育センター ☎626・4400
電話教育相談 ☎625・7830	毎週月～金曜日、8:45～17:00		
「いじめ」ホット電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、☎0120・147970(小・中学生対象)、☎627・5511(保護者対象)、上記以外は☎0120・7285・25		
奨学金相談	毎週月～木曜日、10:00～18:00		
発達相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、8:45～17:00(要予約)		

相談内容	とき	ところ
女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920
女性電話相談 ☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00	
男性のための電話相談	21日(水)・28日(水)、18:30～21:30	
女性のはたらき方相談	10日(土)、9:30～12:30(要予約)	
女性法律相談	15日(水)・17日(土)、9:30～12:30(1日、9:00から電話で予約)	
仕事なんでも相談	29日(水)、13:00～16:00	配偶者暴力相談支援センター ☎622・5757
DV相談 デートDV相談	毎週月～土曜日、9:00～17:00	
人権相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	人権センター ☎622・6613
人権や生活上のさまざまな相談	①～③毎週月～土曜日、9:00～17:00	各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良直☎635・7667 ②豊川☎643・1470 ③総持寺☎626・5660 ④人権・男女共生課 ☎620・1640
お仕事じっくり相談(要予約)	①2日(金)・②21日(水)・③29日(水)、13:30～15:30	
くらし設計相談(要予約)	①16日(金)・②9日(金)・③24日(土)・④2日(金)、13:00～17:00	
生活困窮に関する相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00(予約優先)	くらしサポートセンターあすてつが茨木(福祉総合相談課内) ☎655・2752
経営相談	毎週月～金曜日、10:00～17:00(予約優先)	商工労政課 ☎620・1620
創業相談	主に毎週月・金曜日、10:00～17:00(要予約)	
仕事なんでも相談	毎週火～木曜日、10:00～16:00(予約優先、29日は12:00まで)	消防本部 ☎622・6955
防火相談	毎日、9:00～17:00	
緑の相談	2日(金)、10:00～12:00・13:00～16:00、草花、樹木、野菜、果樹等	市役所南館1階ロビー 岡公園緑地課 ☎620・1654
分譲マンション管理相談会(先着4人)	13日(水)、9:00～12:00(6日までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755
建築物の耐震、建替え、改修等の相談(先着4組)	15日(水)、13:00～16:00(8日までに要予約)	

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎620・1603にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: 時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、